

千葉県告示第98号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年2月10日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年2月10日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
大金沢町50号線	緑区誉田町2丁目2-123から 緑区誉田町2丁目4-9まで	前	6.78 ～6.92	127.6
		後	6.78 ～18.38	